

平成7年4月1日からすべての事業所に 育児休業法が適用されます

巡回相談の実施

- 婦人少年室では、都道府県内全域にわたり巡回相談を実施します。
- 専門の相談員が会場に出向いて、事業主のみなさんが抱えている育児休業制度等を導入するに当たっての諸問題にお答えします。

お問い合わせは